

全国町村長大要望

1、地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、住民が誇りと将来の展望を持てる個性と活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって、国は地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

- 1、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な財政措置を的確に講じること。
- 2、各種行政委員会を任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。
- 3、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、権限の移譲を推進すること。

- 4、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

2、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れて

いる生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は、農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

- 1、三位一体改革の方向
- (1) 三位一体改革の全体像を早期に明示すること。
- (2) 基幹税による税源移譲の早期実現をはかること。

なお、税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

- (3) 単に地方への負担軽減となる国庫補助負担金の廃止は断固行わないこと。
- (4) 地方交付税制度が果たす財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、その充実をはかること。
- 2、地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確かな措置を講じること。

- 3、地方交付税制度の充実強化
- (1) 地方財政が引き続き、大幅な財源不足が見込まれ、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であることから、財政運営に支障をきたさないよ

う、万全を期すこと。

- (2) 税源偏在という現実を踏まえ、地方交付税のもつ財源調整機能及び財源保障機能を絶対堅持すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

- (3) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。

特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

- (4) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しくかつ人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。
- (5) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。
- (6) 町村の公債費負担が増高していることに鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する地方交付税算入率の適正な見直しをはかること。

- 4、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業及び地方単独

事業にかかると地方負担所要財源を十分確保すること。

- 5、町村税源の充実強化
- (1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源を充実強化すること。

また、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても、併せて検討すること。

なお、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、町村財源の強化がはかれるようにすること。

- (2) 個人住民税は、町村における、負担分を基調とした基幹的な税目であるので、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを含め、安定的に充実するよう措置すること。
- (3) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう、特に配慮すること。
- (4) 地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の

措置により、配分割合を適正化するこ
と。

(5) 道路特定財源については、遅れて
いる町村道の整備を促進するため、所
要財源を確保すること。

(6) 入湯税は、温泉観光地の所在する
町村にとって、観光振興のための貴重
な財源となっていることから、本税を
充実に、現行制度を堅持すること。

(7) ゴルフ場利用税は、道路整備、環
境対策など町村の行政サービスと密接
な関連を有しているとともに、その10
分の7が関係市町村に交付されてお
り、特に山林原野の多い町村の貴重な
財源として、地域振興をはかる上で重
要な役割を果たしているため、現行制
度を堅持すること。

(8) 租税負担の公平を期する見地から
非課税等特別措置については、さらに
整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、
課税標準の特例措置の整理合理化を行
うこと。

また、国の租税特別措置等について
は、地方への支障を来すことのないよ
う、必要な措置を講じること。

(9) 軽自動車税の各標準税率を引き上
げること。

特に、原動機付自転車については、
一台当たりの税込収入額が徴税費用を下
回っている現状となっていることから、
税率を大幅に引き上げること。

また、構造等変更検査時に軽自動車
税の納付を確認できるよう改めるこ
と。

(10) 個人都道府県民税にかかる徴収取
扱費交付金を増額すること。

(11) 地方税法改正については、年度末
専決を行わなくてもよいよう、同法の
早期成立をはかること。

6、地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を
推進するため、地方債資金の所要総額
を確保するとともに、町村においては
資金調達能力が弱いことを踏まえ、良
質な公的資金を安定的に確保するこ
と。

また、町村が公営企業の経営を行う
上で長期低利の資金が不可欠であるの
で、これに必要な資金の調達・供給を
行う機関である公営企業金融公庫の仕
組みを堅持すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種
施策を推進するため、過疎債の所要額
を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保するこ
と。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債の
繰上償還については、一部改善されて
いるが、これらの見直しを含めた弾力
的な改善をはかるなど適切な公債費の
負担軽減措置を講じ、財政の健全性を
確保すること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはか
ることとし、町村道整備にかかる起債
対象範囲を拡大すること。

7、第3セクター等の経営の状況に鑑
み、今後の社会経済情勢の変化に対応
したあり方についての指針を踏まえ、
運営改善のための所要の措置を講じる
こと。

8、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、
半島地域、離島などの町村等に対し、
地域の実情に即した適切な措置を講じ

るよう、特に配慮すること。

3、国・地方間の財政秩序の確立

地方分権一括法の実施によって、自
己決定・自己責任の原則の下、個性あ
る地域づくりに向けて創意工夫を發揮
することを強く期待されているが、真
の地方分権を実現するためには、地方
財源の拡充強化及び国庫補助負担金
の一般財源化等を積極的に推進する必
要がある。

よって、国は次の措置を実現されたい。

1、事務・権限の移譲にあたっては、
地方税・地方交付税等の地方一般財源
を確保するなど必要な財政措置を的確
に講じること。

2、国庫補助負担金の一般財源化を一
層推進すること。

なお、国庫補助負担金の一般財源化
を行うにあたっては、単なる補助負担
率の引き下げなど、単に地方への負担
転嫁をもたらすようなことは絶対にし
ないこと。

また、必要とされる事務事業である
限り、一般財源化を行うなど、明確
な代替措置を講じること。

3、国庫補助負担金の廃止を行う一方
で、従前の国庫補助負担金と同一又は
類似の目的・内容を有する新たな国庫
補助負担金等を創設することは、厳に
行わないこと。

4、国庫補助負担金等に係る地方公共
団体の超過負担については、速やかに
実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象資産の有効活用・転
用等について、その運用・関与の改革

を一層推進すること。

5、町村が負担する法令に基づかない
負担金（法令外負担金）が、町村財政
を圧迫し、町村が行う行政改革の推
進を阻害していることから、国が所管
する関係団体の負担金等の削減につ
いて必要な措置を講じること。

4、ペイオフ凍結解除後における 地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフの完全凍結解除を平成17年
4月に控える中、地方公共団体にお
いては、公金預金の保護方策について鋭
意検討を行っている。預入先の金融機
関が破綻し公金預金が喪失した場合に
は、地方公共団体の行政執行に重大な
支障と、住民生活に多大な影響を与え
ることになる。仮に、それを防止する
ため公金預金の移し替えや分散を行っ
た場合には、地域経済に不安や悪影響
を及ぼすことも懸念される。

よって、国におかれては、地方公共
団体の取り扱う公金預金について、ペ
イオフの凍結が解除される平成17年4
月以降も、引き続きその保護のための
必要な措置を講じること。

また、金融機関の破綻により金融シ
ステムの安定性が損なわれることがな
いようの確な検査・監督を通じて金融
機関の健全性を確保しつつ、経営安定
化策を強力に推進するとともに、地方
公共団体の公金預金の公益性に鑑み、
金融機関の経営状況の把握に不可欠な
情報開示の徹底や、地方公共団体に對
する情報提供及び相談窓口の設置等につ
いて配慮すること。

5、情報通信技術(ＩＴ)の進展 に対応した情報化施策の推進

我が国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(ＩＴ基本法)制定以来、ＩＴを中核として日本経済の活性化をはかり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現することを目標に各種の施策が進められている。住民生活に直結する町村としても、行政サービスの電子化は重要な課題であり、国は町村の取り組みに対して、次の事項を積極的に実現されたい。

- 1、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、運営経費等に対する適切な措置を講じること。
- また、国の責任においてセキュリティ対策を講じるとともに、個人情報保護についても万全を期すること。
- 2、総合行政ネットワークや行政手続のオンライン化(電子申請システム)にかかる基盤整備及びその運営経費について、適切な措置を講じること。
- また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないよう、国が整合性のある方針を早急に示すこと。
- 3、住民の情報活用能力(情報リテラシー)の向上をはかるため、ＩＴ活用住民生活上対策を推進すること。
- 4、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設及びＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進するとともに、民放テレビ放送難視聴を解消すること。

- 5、地上デジタル放送について、国民の理解を得るよう的確な広報を行うとともに、電波状況等により地域間格差が生じないよう配慮すること。
- 6、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム(GIS)の整備、普及の促進に適切な措置を講じること。
- 7、採算性等の問題から、民間事業者による光ファイバー網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、適切な措置を講じること。

6、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の約70%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、「21世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、多自然居住地域と位置づけられ、

国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向に十分配慮すること。

また、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

- 2、災害に強い国土づくりのために、

- 3、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講じること。
- 4、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的に推進すること。
- また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。
- 5、高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

また、整備新幹線については、国土

の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するため、不可欠なプロジェクトであるので、早期着手、早期完成を目指して推進すること。

- 6、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、電気通信格差是正事業等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、ＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の整備を推進する等、適切な措置を講じること。

- 7、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、港湾整備並びに海岸整備を推進すること。
- 8、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

7、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

- 1、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 廃棄物処理施設整備計画を着実に推進すること。

また、廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。

なお、ダイオキシン等の有害物質対策及びＲＤＦ施設の安全対策を推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

また、硫酸ビッチ等の不法投棄防止のための対策を充実するとともに、正軽油の製造を防止するための対策を強化すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講じること。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進するとともに、環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化をはかるため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を推進すること。

2、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の見直しにあたっては、ストックヤード等施設整備及び収集・運搬にかかる必要経費について事業者負担とするなど町村が積極的に取り組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家

電リサイクル法)の見直しにあたっては、増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しく対応すること。

なお、製造業者等が設置する指定引取場所を増設すること。

(5) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の施行にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の新たな財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

8、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。1、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

また、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

2、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源かん養等の公益的な機能の重要性に鑑み、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、適切な措置を講じること。

3、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用の促進をはかるとともに、各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

4、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取り組みを支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

5、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策及び農林漁業振興対策を強力に推進すること。

6、地域産業創造対策及び地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

7、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業及び在日外国人に関する対策等について適切な措置を講じること。

8、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処

理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、地域の実態に即するよう適切な措置を講じること。

9、少子化対策の推進

我が国における急速な少子化の進行等に鑑み、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を推進するとともに、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、地域における子育て支援の強化が求められている。

よって、国は子育て支援のための対策を総合的に推進すること。

10、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等に伴い、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実及び障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

い。1、児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実

ア、「新エンゼルプラン」の着実な推進をはかるとともに、17年度からの新たなプランを策定すること。

イ、特別保育について適切な措置を講じること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策について適切な措置を講じること。

(3) 保育所と幼稚園の一元化をはかるため、抜本的・具体的に制度を見直すこと。

(4) 母子、父子家庭対策について適切な措置を講じること。

2、障害者保健福祉対策の推進

(1) 障害者保健福祉対策について適切な措置を講じること。

(2) 身体障害者更生援護施設等にかかる支援費については、地域性や人材の確保に配慮した基準を設定すること。

(3) 町村に移管された精神保健福祉業務については、職員の専門性及び精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。

(4) 障害者スポーツの振興をはかること。

3、社会福祉協議会等の充実

(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生（児童）委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

11、義務教育施設等の整備促進

我が国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたら、

1、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講じること。

2、学校給食については、米飯給食及び集団食中毒対策に対する適切な措置

を講じること。

3、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

4、総合的な学習の時間の実施にあたり、地域や学校が創意工夫を生かした特色ある教育を展開できるように適切な措置を講じること。

12、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校並びに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたら、

1、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

2、学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化、その他、児童・生徒を健全に育てるための道德教育を一層推進すること。

3、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

13、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心ゆとりと潤いのある生涯を送れるよう、それぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたら、

1、生涯学習振興事業及び生涯スポー

ツの普及振興事業については、適切な措置を講じること。

えている状況にある。今後、急速に進む高齢化や多様化するニーズへの対応が求められるなか、課題の解決に取り組み、将来を見据えた安定的・持続可能な制度を早急に構築する必要がある。

14、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたら、

1、「ゴールドプラン21」の着実な推進をはかるとともに、平成17年度からの新たなプランを策定すること。

2、養護老人ホーム等にかかる措置費基準を改善すること。

3、在宅福祉施策及び老人福祉施設については町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講じること。

特に、小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等を緩和すること。

4、高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

5、痴呆性老人に対する総合的対策を推進すること。

15、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は施行以来5年目を迎えたが、町村はこの間多くの課題を抱

えている状況にある。今後、急速に進む高齢化や多様化するニーズへの対応が求められるなか、課題の解決に取り組み、将来を見据えた安定的・持続可能な制度を早急に構築する必要がある。

平成17年度の制度改正にあたっては、サービスの第一線である町村の意見を十分に尊重すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたら、

1、保険者について
市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

2、保険料について
(1) 国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する保険料については特別の措置を講じること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 保険料6段階制の更なる周知をはかること。

(3) 第1号保険料にかかる特別徴収の対象範囲（遺族年金、障害年金等）を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課に伴って、国民健康保険料（税）の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。

3、財政調整について
(1) 国の負担25%のうち5%が調整財

源とされているが、調整財源については25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

(3) 広域化等保険者支援事業については、所要額を確保すること。

4、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確かなものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。

また、二次判定については事務の簡素化・迅速化をはかること。

5、介護報酬等について

(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となっているが、これを一本化するなど、実態に即して見直すこと。

(2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(3) 介護老人福祉施設の居住費等の徴収については、低所得者に十分配慮すること。

(4) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

(5) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め適

切な措置を講ずること。

6、利用者負担について

国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する利用者負担については特別の措置を講ずること。

7、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

8、サービス提供事業体等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、適切な措置を講ずること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

9、保険給付について

保険給付については、施設サービスが未だ大きな割合を占めることから、介護保険制度本来の主旨のとおり、在宅支援体制の充実・強化をはかること。

10、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な措置を講ずること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が市町村の保険料水準に及ぼす影響が大ききことに鑑み、(療養型病床群は)全て医療保険の適用とすること。

また、当面、介護保険制度で対応す

るとしても、介護療養型医療施設の新規指定にあたっては町村の意見を踏まえて行うとともに、転換型介護老人保健施設で対応すること。

(3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講ずるとともに、研修を充実すること。

(4) サービス事業者の指定については地元町村と十分協議し、同意を得た上で指定を行うこと。

(5) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講ずること。

1、居宅介護サービス計画のチェック等、町村が給付の適正化のために取り組みが促進されるよう、国は支援すること。

12、養護老人ホーム及びグループホーム、特定施設等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

13、その他

(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分に行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、介護予防・地域支え合い事業等を推進すること。

16、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、地域保健の充実

(1) 母子保健事業について適切な措置を講ずること。

(2) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかること。

2、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策を講ずること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

3、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第9次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかること。

(2) へき地診療所等の運営、医師及び看護師等の養成、確保をはかるとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講ずること。

4、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備等適切な措置を講ずること。

17、医療保険制度の一本化の実現等

1、医療保険制度の一本化の実現

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もは

や限界に達している。

そのような中、閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」では、医療保険制度体系の基本的な方向として、被用者保険、国保それぞれについて、「再編・統合を進めるにあたっては、都道府県単位を軸とした保険運営について検討する。」とされており、将来の一本化の方向からみて前進したと理解できるものの、高齢者医療制度については、後期高齢者の独立保険方式と前期高齢者の財政調整方式が示されたが、具体的な制度の仕組み等が明らかにされておらず不十分である。

今後の具体的な検討にあたっては、市町村の意見を十分尊重するとともに、財政基盤の強化等、国保財政改善のため、適切な措置を講じること。

2、合理的な医療費に関する方策
(1) 介護療養型医療施設については医療的性格が強い現状に鑑み、全て医療保険の適用とすること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格を適正化すること。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(5) レセプト審査を適正化するとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(8) 生活習慣病対策を推進するとともに、市町村保健事業を支援すること。

18、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。

また、国内外におけるBSE(牛海綿状脳症)や鳥インフルエンザ等の発生、食品の虚偽表示など、依然として食の安全・安心を脅かす事態が生じており、食に対する国民の信頼は著しく低下している。

このような状況において、食料・農業・農村基本法を基礎として策定された「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行い、これに即し食の安全と安心の確保をはかるとともに、安定した足腰の強い農業、農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。
1、食の安全と安心の確保と「食料・農業・農村基本計画」の見直し
(1) 食の安全と安心の確保

ア、消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保するため、新たに制定された「食品安全基本法」並びに関連する法制度に基づき、食品安全行政を着実に推進すること。

イ、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム(生産加工履歴情報を把握できる仕組み)を輸入食品を含め多くの食品に導入するとともに、その円滑な推進と適正な実施のための体制を整備すること。

なお、現在、輸入停止措置が取られている米国産牛肉の輸入の取り扱いは、米国の検査の信頼性が確保されるまで再開しないこと。

ウ、食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、制度の一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

(2) 食料・農業・農村基本計画の見直し
食料・農業・農村基本計画の見直しにあたっては、地域の農業・農村の再生に向けて多角度から審議を尽くすとともに、地域の実情を踏まえた改革となるよう町村の意見を十分に聞くこと。

2、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 新たな米政策への円滑な移行
「米政策改革大綱」に基づき本年度から実施されている制度が地域の実情に即した水田農業の発展と安定に資するとともに、新たな米政策に円滑に移行出来るよう、必要な予算を確保すること。

(2) 農業生産の総合的な振興
耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかるとともに、野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

(3) 畜産対策の推進
ア、「家畜排せつ物法」の完全履行をはかるため、処理施設の整備、堆肥の

広域流通など畜産環境対策の一層の推進をはかること。

イ、BSE(牛海綿状脳症)及び鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

また、口蹄疫等畜産にかかると海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 国産米の消費拡大と地産地消の推進
ア、米を中心とした日本型食生活の再構築を目指すとともに、コメバンの普及など米消費拡大策を強化すること。

イ、日本の食文化を守り育てていくため、「食育基本法」の早期制定をはかり、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。

3、WTO農業交渉への対応
WTO農業交渉については、今後の交渉の土台となる枠組みの合意に至つたが、今後においても、各国の多様な農業の共存を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出・輸入国に適用されるルールの不均衡是正などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

なお、各国と個別に行われるFTA(自由貿易協定)交渉についても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。

また、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード（緊急輸入制限措置）を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

4、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保と経営構造対策の推進

新規就農者を広く内外から確保するため、就農情報の提供体制の整備等、総合的な対策を講じるとともに、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者等への支援対策を強化すること。

また、地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するための経営構造対策を推進すること。

(2) 農業農村整備の推進と負担金の軽減

農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講じること。

また、農業・農業用水等の地域資源を保全するための土地改良施設の維持管理対策を強化すること。

(3) 優良農地の確保と有効利用

優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については町村長に委譲すること。

また、構造改革特区において措置されている市民農園の設置に関する特例や株式会社のリース方式による農地取

得の特例等については、早急に全国展開をはかること。

(4) 農林地の保全・管理対策の強化

耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、不在地主の農林地や管理放棄された農林地に対する適正管理対策を強化すること。

(5) 野生鳥獣害対策の推進

シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による農業被害が深刻化しているため、防除対策等を推進すること。

(6) 農業経営安定対策の推進

現在、検討が進められている品目横断的な経営安定対策の創設に当たっては、現行施策からの円滑な移行に十分留意するとともに、対象となる経営を地域の実態に即したものとすること。

(7) 農業関係団体の見直し

最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会、農業共済組合など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

(8) 流通・加工対策の推進

地域の農産物の高付加価値化、販路の拡大をはかるため、流通・加工施設の整備、加工・貯蔵・流通技術等の開発を推進すること。

5、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域振興対策の総合的推進

地域の就業・所得機会の拡大をはかり、若者の定住をはかるため、農林業をはじめ地域資源を生かした多様な産業の振興を総合的に推進すること。

また、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等直接支払制度の継続

中山間地域等直接支払制度については、制度要件の弾力化や事務負担の軽減など必要な見直しを行い、平成17年度以降も継続するとともに、必要な予算を確保すること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進

農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流をはかるため、農山漁村情報の受発信機能の強化、受け入れ体制や交流空間の整備、農業体験学習の一層の推進等総合的な対策を講じること。

(4) 地方財政措置の充実

地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」及び「国土保全対策」を充実すること。

6、農業技術の開発の推進

生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

19、森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や京都議定書で定められた二酸化炭素排出量削減の目標達成のためには、「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」の着実な推進をはかるとともに、「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 「森林・林業基本法」に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2) 地球温暖化対策推進大綱の見直しにあたっては、地球温暖化防止に果たしている森林・林業・山村の役割を適切に位置づけること。

また、森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、水や二酸化炭素排出等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税（温暖化対策税）の創設・導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

2、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉やFTA交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくり

に努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動を迅速に行うこと。

3、森林管理対策の充実強化と森林基盤整備の推進

(1) 16年度で終期を迎える「緊急間伐5カ年対策」の次期計画を策定・実施するとともに、高齢級間伐の必要性や長伐期化・複層林化に対応した総合的な間伐対策を強力に推進すること。

また、間伐材の利用促進をはかるとともに、間伐推進に係る補助事業の対象に、「巻き枯らし」による間伐方法を追加すること。

(2) シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による林業被害が深刻化しているため、防除対策を推進すること。

また、松くい虫やカシノナガクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化をはかるとともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換、被害木等の利用を促進すること。

(3) 相続に伴う森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、木材価

格の低迷による採算性の悪化等から放棄森林が増大しているため、森林経営の集約化や公的管理のための対策を強化すること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(4) 森林の有する多面的機能の発揮をはかる観点から、森林施策の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度を円滑に推進すること。

なお、協定の締結、実施状況の確認等にかかわる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(5) 保安林の指定・解除にかかるといえる町村に移譲するよう措置すること。

(6) 国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。

(7) 森林法に基づき重視すべき機能に応じて区分された「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに適切な森林整備を促進するため、造林・林道事業を充実強化するとともに、幹線林道事業を計画的に推進すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策の拡充や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(8) 林道等の新設・改良を推進するとともに、用地費については一般道路に

準じた扱いとすること。

また、森林管理道を補完する作業路の開設や災害時の復旧については、森林管理道に準じた扱いとすること。

(9) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動に対する適切な措置を講じること。

(10) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対し適切な措置を講じること。

4、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成をはかるため、通年雇用制度の確立、社会保障制度の整備、研修制度等を充実すること。

また、緑の雇用担い手育成対策事業等林業労働力確保対策を引き続き推進すること。

(2) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を推進すること。

(3) 農林漁業金融公庫資金、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

5、国産材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材産業の体質強化をはかるため、木材の拠点的加工・流通施設等を整備するとともに、流域一体となった原木の安定的供給体制を推進すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供、PR活動により、需要を拡大すること。

(3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6、森林・林業行政に係る地方財政措置の充実

(1) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」について、適切な措置を講じること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど所要の財政措置を講じること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

20、水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・

高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された
1、「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進
水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき策定された「水産基本計画」に従い、具体的施策を着実に推進すること。

2、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備
(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

(2) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。
(3) 産地市場の統合及び機能強化により、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工業の体質強化を推進すること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管対策を強化すること。
3、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉及びFTA交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

また、輸入の増大によって我が国の漁業者等の経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード(緊急輸入制限措置)を発動すること。
4、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成
(1) 漁業経営の安定をはかるため、漁業経営の維持に必要な資金や漁船の取得の円滑化に努めること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援するとともに、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進すること。
(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の普及及び加入の促進等に努めること。
5、資源管理対策の強化と操業秩序の確立
(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

特に、近年大量発生が繰り返されている「大型くらげ」対策を強化すること。
また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化や全ての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。
(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充強化するとともに、協定水域全域における操業秩序を確立すること。

6、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興
(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めること。
また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興をはかるとともに、全国的に発生している「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策を強化すること。
また、生態系に悪影響を与えている外来魚等に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。
7、活力ある漁村づくりと水産基盤整備

備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進とそれを支える漁村の集落活動の活性化をはかるため、当面、極めて厳しい条件下にある離島を対象に「離島漁業集落活動支援交付金」制度を創設すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流の促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。
(3) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・総合的に推進すること。

(4) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。
8、漁場・沿岸環境保全対策の推進
(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 赤潮、貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の魚介類への影響調査等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。
(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。
(4) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

また、外国等からの海岸漂着物の処理に対して、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大な財政的負担等を強いられる町村に対し適切な措置を講じること。

(5) 近年、全国的に発生しているノリの「色落ち」等による大規模な不作について、その原因の究明と対策を早急に講じること。

また、「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。

9、海外漁場の確保等

(1) 国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

10、試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

1、漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかるとともに、地方財政措置を充実すること。

21、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業誘致の推進をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。

1、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業の再配置を促進するとともに、地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化をはかるための環境を整備すること。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定すること。

また、その策定にあたっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとするとともに、我が国の産業構造の変化の見通しを踏まえ、対象業種を拡大すること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業における技術の継承、意匠の開発をはかることと、製作や販売の場の提供などに対し、積極的に支援すること。

2、地域商工業対策の充実

(1) 地域中小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を充実すること。

また、地域商工業の振興をはかるため、金融を含む総合的な対策を講じること。

(2) 地元商工業の支援ニーズに迅速か

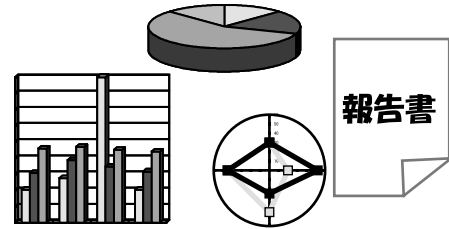
健康管理システム

健診予約から事後指導までの

一連の業務を強力にサポート

します

健康管理システムは多種多様な集計・統計に対応しています



健康診断管理業務	健診予定スケジュールの管理	事後指導における経年情報の参照
	健診機関により異なる結果表の整理	個人情報漏洩防止のセキュリティ対策
	データ集計・統計処理	

健康管理システムのオススメポイント !!

- Point 1** わかりやすく使いやすい
 - マウス・キーボードによる簡単操作で使用できます
- Point 2** 豊富な検索機能
 - あらゆる条件下において対象者及び検査情報の検索及び印刷が可能です
- Point 3** きめこまやかな個別指導が可能
 - ビジュアル化した経年情報を参照しながら事後指導内容を入力できます
- Point 4** 外部検診機関とのデータのやりとりが容易
 - データ取り込み補助機能、入力支援機能を搭載しています

株式会社システムシンク
 営業グループ 健康管理担当
 〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F
 TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421
 ホームページ: <http://www.system-think.co.jp> e-mail: kst@system-think.co.jp

つ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件を改善すること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達への円滑化をはかるため、中小企業に対する信用補充制度を充実強化すること。

22、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

- 1、水道施設の整備促進
- (1) 上水道施設、簡易水道施設の整備について適切な措置を講じること。
- (2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

2、排水処理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(平成15年度未普及率全国ベース66.7%、5万人未満の市町村33.9%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業の整備について適切な措置を講じること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の整備について適切

な措置を講じること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種排水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかることから、地域の実情に応じた簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

3、「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、都市公園等事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園等事業を重点的に推進すること。

4、「第8期住宅建設五カ年計画」の着実な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

5、火葬場・斎場等の施設整備について適切な措置を講じること。

23、道路の整備促進

国土の7割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、道路網の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、道路事

業について、所要の事業量を確保するとともに、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう適切な措置を講じること。

また、道路特定財源については、所要財源の確保をはかること。(道路実延長のうち、84.5%を占める市町村道の改良率は53.4%、舗装率は17.4%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持すること。

2、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

3、「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保すること。

4、里道の譲与に要する経費について適切な措置を講じること。

24、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、「社会資本整備重点計画」に定めら

れた重点目標を達成するため、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

また、事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮すること。

2、「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、海岸事業の推進等、適切な措置を講じること。

3、水路の譲与に要する経費について適切な措置を講じること。

25、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえて総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2、特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3、公共事業について、土地収用制度

上の事業認定をうけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4、公共用地の取得の円滑化をはかるため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得(限度額1・0万円)は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

5、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、「農地法」第4条の転用の制限及び同5条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取り扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

6、「第5次国土調査事業十箇年計画」を計画的かつ着実に推進すること。

26、災害対策の推進

近年の三宅島の火山活動、宮城県北部連続地震などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、ついでには、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現させたい。

1、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、

地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業を推進すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性を強化すること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄及び炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度の確立をはかるとともに、適切な措置を講じること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化などを踏まえ、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、適切な措置を講じること。

(8) 「地震防災対策特別措置法」に基づく「地震防災緊急事業計画」により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

また、平成17年3月末で期限切れを迎える、いわゆる「地震財特法」を延長し、地震防災対策にかかる整備事業を

を一層推進すること。

(9) 全ての町村において、地域住民がテレビ等で地震震度に関する情報を確認することができるよう体制を整備すること。

2、地震予知体制の確立

(1) 地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震など大規模地震等に対し、観測体制の強化や津波対策の充実をはかるほか、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、携帯電話などの移動体通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

3、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するために重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

4、非常時における情報通信システムの整備、確立を強化すること。

5、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所を速やかに解消すること。

また、雪崩雪害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

6、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、海岸事業について、適切な措置を講じること。

また、治山治水事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に

策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び防災対策総合山事業等を推進すること。

7、災害救助その他応急対策等の充実
(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」及び「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

なお、住宅災害については、被災者再建支援法に係る居住安定支援制度を拡充すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置を講じること。

(4) 災害甲斐金の支給及び災害援護資金の貸し付けの限度額等を引き上げること。

8、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策を推進すること。

9、町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、自然災害防止事業債の所要額を確保すること。

27、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、消防施設・設備の整備
- (1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備について適切な措置を講じること。
- (2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島及び半島等の地域について適切な措置を講じること。
- 2、大規模災害対策等の推進
- (1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。
- (2) 緊急消防援助隊は、自らの地域を超える国家レベルで活動するものであり、国が責任をもって対応すること。
- (3) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するため、適切な措置を講じること。
- (4) 防災行政無線網の整備を推進するため適切な措置を講じること。
- (5) 林野火災に対する総合的対策を推進するため適切な措置を講じること。
- (6) 自然水利活用遠距離送水システム等、消防水利多様化事業を推進するため適切な措置を講じること。
- 3、高規格救急自動車、高度救命処置

用資機材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

- 4、消防団の活性化
- (1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。
- (2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

28、戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

また、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な措置を講じること。

29、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員及び臨時職員の活用が不可欠になっている。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員、臨時職員等の雇用及び処遇のあり方について制度を確立すること。

30、公職選挙制度の改善

1、区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮

し所要の改善をはかること。

2、開票事務の迅速・効率化と選挙人の便宜向上の観点から、電子投票システムの導入について適切な措置を講じること。

3、高齢や疾病等により、選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度を改善すること。

31、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な不可欠な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取り組みを行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することとで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

- 1、生活交通バス路線の維持対策
- (1) 広域的、幹線的なバス路線については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、適切な措置を講じること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

- (2) 地域協議会における協議結果については、その取り扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。
- 2、離島航路は、島外等と結び基幹

の交通機関であり、極めて重要であるので、適切な措置を講じること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

3、第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、適切な措置を講じること。

4、駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、適切な措置を講じること。

32、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかると対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、新エネルギーの開発・導入の推進
- エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置

を講ずること。

2、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

3、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・官・学の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講ずること。

4、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本としたエネルギーセキュリティの確保をはかるとともに、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

5、電源立地地域対策交付金制度の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

また、中小水力発電開発費補助金について、一層適切な措置を講ずること。

33、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかるため、「過疎地域自立促進特別措置法」等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなど、過疎地域の自立促進を推進すること。

特に、財政力の弱い過疎地域にとって、地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、その実態に即した財源措置を講ずること。

また、過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び医療従事者の確保をはかり、引き続きへき地に対する各種施策を推進すること。

34、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。

また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑 ☎(代表) 025 (255) 4161

進する必要がある。
よって、国は次の事項を実現された
い。

1、山村振興法の延長

山村振興法は、平成17年3月末の時
限立法になってるので延長すると
もに、関係市町村の実態や意向に即
し、その内容を充実強化すること。

2、産業振興、就業機会の創出と担い
手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等
により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産業
の育成、木質バイオマス等の未利用資
源の活用、企業等の誘致、複数地住居、
都市と山村の交流の推進等により、山
村における産業の総合的振興をはかる
こと。

(2) 若者に魅力ある職場を確保すると
ともに、中高年齢者の雇用を促進する
ため、適切な措置を講じること。

また、山村における農林業の後継者
対策を強力に推進すること。

3、生活環境基盤の整備

町村道、農林道等の生活・産業道路
網の体系的な整備、交通機能の維持確
保に努めるとともに、上下水道、汚水・
廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設
教育施設等の整備充実をはかるため、
適切な措置を講じること。

特に、情報通信技術（ＩＴ）の進展
に対応し、山村地域における光ファイ
バー網の整備等の情報通信基盤の整備
を促進すること。

4、山村地域の実態に即した財源確保
対策

山村地域に対して公共投資の重点配

分を行うとともに、「森林・林業振興対
策」及び「国土保全対策」の充実等適
切な措置を講じること。

35、豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪に
よる道路交通の遮断等により生活環境
が著しく阻害されるほか、産業の立地
も遅れているので、これらの障害をと
り除き、地域の振興をはかる必要があ
る。

よって、国は次の事項を実現された
い。

1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づ
き、引き続き施策を計画的・効率的に
推進するとともに、道府県計画の策定
を促進すること。

2、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町
村に対し、適切な措置を講じること。

3、「社会資本整備重点計画」に即し
て、豪雪地帯の道路整備を強力に推進
し、「積雪寒冷特別地域道路確保五箇
年計画」を着実に実施すること。

また、雪害道路の指定を拡大し、除
雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進す
ること。

なお、消流雪用水源を確保（河川表
流水の利用など）するとともに、国・
県・市町村道を通ずる総合的な消除雪
制度を確立すること。

4、公立学校及び公営住宅、消防防災
施設等の整備を推進するとともに、医
療、教育等の行政サービスの向上と定
住促進に資する、高度な地域情報通信
基盤の整備を推進する等適切な措置を
講じること。

5、雪寒地帯における地方バスは各種

整備が必要となるため、適切な措置を
講じること。

36、半島地域の振興

6、除雪機械等の格納庫の整備を推進
するとともに、豪雪に際して地方公共
団体が行う公共の施設の除雪に対し、
適切な措置を講じること。

7、豪雪地帯において、個性ある活性
化を推進するための各種事業を推進す
ること。

8、雪崩から人命等を守るため、雪崩
防止施設等の整備を推進すること。

半島地域は、豊かな自然に恵まれて
いるが、三方を海に囲まれて幹線交通
体系から遠く離れ、一般的に平地も少
なく、また、水資源も乏しいことなど
国土資源の利用面における制約から、
産業振興及び生活環境の整備等が立ち
遅れている実情にあるので、国土の均
衡ある発展を実現するため、各種施策
を推進し半島地域の振興を進める必要
がある。

よって、国は次の事項を実現された
い。

1、半島振興法を延長し、各種措置の
更なる充実をはかること。

2、半島振興法の延長にあたり、半島
振興対策実施地域の追加にかかる指定
基準を弾力的に運用すること。

3、半島地域の町村にとっては地方交
付税は重要であるので、財源調整・財
源保障の両機能を一体として堅持し、
地域の実態に即した補正係数等の改善
や財政需要の算定を行うこと。

4、「社会資本整備重点計画」に定めら
れた重点目標を達成するため、道路整

備関係事業を推進し、半島振興に不可
欠な半島循環道路、高規格幹線道路等
を整備すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を
解消するため、道路、鉄道、空港、港
湾等、交通基盤の整備を推進し、適切
な措置を講じること。

5、医療、教育、その他行政サービス
の向上と定住促進に資するため、電気
通信格差是正事業など、高度な地域情
報通信基盤整備等を推進し、適切な措
置を講じること。

6、半島地域の地場産業である農林水
産業の振興をはかるため、適切な措置
を講じること。

7、半島地域の自然条件等を活かした
産業の振興をはかる観点から、観光・
レクリエーション施設等の整備を促進
し、適切な措置を講じること。

8、半島地域における生活用水及び産
業振興等に必要な水資源の確保をはか
るための施策を講じること。

9、半島地域においては、生活基盤の
整備は全国より大きく立ち遅れている
が、とりわけ下水道の整備が遅れてい
るので、町村の下水道整備を重点的に
推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等、各種生活
環境施設を優先的に整備すること。

10、少子・高齢社会に対応した福祉、
保健、医療対策を総合的に推進するた
め、諸施設の整備等を促進すること。
また、医療提供体制を強化し、不足
する勤務医師及び医療従事者を確保す
ること。

11、半島地域の一体的振興をはかるた
め、半島地域・都市部間の連携・交流

を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取り組みを支援すること。

12、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

13、半島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられる地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。
14、「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

37、離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っているが、環海性、隔絶性、狭小性など地理的制約により、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状況にあるので、国土の均衡ある発展をはかるためにも、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興をはかるなど、離島町村の活性化と住民生活の安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。
1、離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係数の改善や財政需要の算定を行うこと。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

3、離島道路の整備を促進し、離島間の架橋事業を推進すること。

4、離島航路を充実、維持し、離島航路の大型化、高速化、パリアフリー化の推進のため、適切な措置を講じること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

5、離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

6、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法（仮称）」の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

7、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

8、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

9、離島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れている

ので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。
10、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、適切な措置を講じること。
11、離島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられる地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。
12、医療、教育、その他行政サービス

の向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業など、高度な地域情報通信基盤整備を推進し、適切な措置を講じること。
13、勤務医師、医療従事者の確保及び病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講じること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。
14、離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進し、適切な措置を講じること。

38、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現された

い。
1、税財源の充実・強化

(1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつていことから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(2) 観光客によつて消防、清掃等に多額の経費が必要になつていことを考慮して、関係町村の実情に即した適切な措置を講じること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その10分の7が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。
2、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。
(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよつ、観光基盤施設を着実に整備し、適切な措置を講じること。
(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止をリサイクルシステムの運用にあつては、観光地所在町村が積極的に取り組める

よう配慮するとともに、新たな財政負担について適切な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

3、宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力を強化すること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

4、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍増政策に基づき、ヒジック・ジャパン・キャンペーンを推進し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

また、訪日外国人旅行者の受入体制を整備すること。

5、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。

6、連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。

7、観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線緑地中化事業を推進すること。

39、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保

全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

1、水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法を改善すること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特別措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特別措置を廃止すること。

(4) 水源地域対策基金の円滑な運営のため適切な措置を講じること。

(5) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の適切な措置を講じること。

(6) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流を推進するため適切な措置を講じること。

2、水資源開発の推進

(1) 「ウォータープラン21」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が

生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制及び下水道整備の適切な措置を講じること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

40、産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)に基づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、激変緩和措置の確実な実施

「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施にあたっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧及びばた山災害対策。

(2) 炭鉱離職者の雇用対策。

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成。

2、地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、産炭地域の厳しい経済・財政状況を踏まえて、従来の普通交付税における産炭地補正

と同様な地方財政上の特例措置を講じること。

41、非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山のあいづく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2、休廃止鉱山所在町村における地域産業の振興、離職者雇用対策等を拡充強化すること。

3、休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

42、地域改善対策の推進

同和問題は基本的な人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果

をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現された。

1、「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

2、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。

3、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

6、地域改善対策事業等によって建

設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

43、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く実現すること。

4、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

【町村長手帳・資料編の訂正について】

「町村長手帳2005年版」の巻末の「資料編」収録の町村長名に誤りがございました。

資料編25頁・岡山県英田郡美作

町長

誤：宮本 俊明

正：宮本 俊朗

謹んで訂正し、お詫び申し上げます。

都道府県別市町村数 (平成16年12月6日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	151	23	174	34	208	富山県	13	4	17	10	27	岡山県	48	12	60	11	71
青森県	34	24	58	8	66	石川県	21	6	27	9	36	広島県	40	0	40	15	55
岩手県	29	16	45	13	58	福井県	20	6	26	8	34	山口県	30	5	35	13	48
宮城県	57	2	59	10	69	長野県	33	66	99	18	117	徳島県	35	7	42	5	47
秋田県	49	9	58	9	67	岐阜県	34	20	54	20	74	香川県	30	0	30	7	37
山形県	27	4	31	13	44	静岡県	43	4	47	22	69	愛媛県	31	5	36	12	48
福島県	52	27	79	10	89	愛知県	45	10	55	32	87	高知県	25	17	42	9	51
茨城県	40	12	52	23	75	三重県	33	7	40	15	55	福岡県	64	8	72	24	96
栃木県	35	2	37	12	49	滋賀県	32	1	33	11	44	佐賀県	37	5	42	7	49
群馬県	32	23	55	11	66	京都府	25	1	26	13	39	長崎県	51	1	52	10	62
埼玉県	40	9	49	41	90	大阪府	10	1	11	33	44	熊本県	58	16	74	12	86
千葉県	41	5	46	33	79	兵庫県	56	0	56	24	80	大分県	36	11	47	11	58
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	18	17	35	11	46	宮崎県	28	7	35	9	44
神奈川県	17	1	18	19	37	和歌山県	36	6	42	7	49	鹿児島県	64	5	69	14	83
山梨県	18	12	30	11	41	鳥取県	22	1	23	4	27	沖縄県	17	24	41	11	52
新潟県	42	27	69	23	92	島根県	30	4	34	9	43	合計	1,734	481	2,215	712	2,927